

毎週火・金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- 出納事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正
- ◇内訓甲 鳥取県税外収入事務取扱規程の一部改正

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和三十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第十六条の規定に準じ」を削る。

第七十四条の二第一項中「各課」を削り、同条第四項中「各課の経理担当の係の長」を「各経理室長又は課の経理担当の係の長」に改める。

第三百三十九条第一項中「知事部局の各課、」を「知事部局の各経理室、秘書課、」に、「教育委員会の各課、」を「教育委員会事務局の経理室、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の物品出納員は、各経理室長又は課の経理担当の係の長とし、知事が任命する。

第四百六十六条中「物品(修繕)要求書(様式第五十五号)」の下に「及び物品購入(修繕)伺簿(様式第五十六号)」を加える。

第五百十二条第一項中「第四百五十五条」を「第四百四十四条」に改める。

第六百六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第二百八条各号列記以外の部分中「知事部局の各課、」を「知事部局の各経理室、秘書課、」に、「教育委員会事務局の各課、」を「教育委員会事務局の経理室、」に改め、同条第二号中「知事部局の各課、」を「知事部局の各経理室、秘書課、」に、「教育委員会の各課、」を「教育委員会事務局の経理室、」に改める。

様式第八号収入調書中「

課

」を「

経理室

」に改める。

様式第十九号収入(支出)更正仕訳書、様式第二十二号支出仕訳書、立替仕訳書、資金前渡(概算払)精算書中「

総務部長

」を「

総務部長

」に改める。

様式第五十五号物品(修繕)要求書中「

課

」を「

課

」に改める。

様式第五十六号物品購入(修繕)伺簿中「

課

」

を「

課

」に改め、同様式備考を次のように改める。

- 備考 1 この帳簿は、支出科目の節ごとに口座を設けるものとする。
- 2 扉においては、決裁欄を

課

 とする。

様式第六十一号物品出納簿(備品の部)本庁(出納長)を次のように改める。

様式第六十一号 物品出納簿 (備品の部) 本庁(出納長)

Table with columns for receipt (受) and payment (払) sections, including sub-columns for quantity and amount, and a final '現在' (現在) column.

備考 内訳欄は、保管、貸与及び会計規則第二条に定める部の名称とすること。

様式第六十二号備品貸与簿中「本庁(出納長)」を「本庁(出納長)物品出納員」に改める。

様式第六十六号備品整理簿中「

物品出納員

」を「

物品出納員(総理室を除く。)

」に改め、様式第六十六号の二を様式第六十六号の三とし、様式第六十六号の次に次の様式を加える。

十六号の二を様式第六十六号の三とし、様式第六十六号の次に次の様式を加える。

様式第六十六号之二

備 品 整 理 簿

(整理室物品出納用)

品 名	年 月 日	物品の規格 及び固有番号	備 考	借 用	返 納	現 在	内 訳	
							物品採 入出納	異 名

様式第九十四号歳入予算経理簿中

「出納印」を

「整理室印」

に改める。

様式第九十四号の二歳入調定整理簿中

「出納印」を

「整理室印」に改める。

様式第九十五号歳出予算経理簿中

「出納印」を

「整理室印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十三号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「会計課長」を「経理室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月二十二日

鳥取県規則第三十四号 鳥取県知事 石 破 二 朗

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

出納事務専決及び代決規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 俸給給料、諸手当、恩給その他これらに類するもので、常時一定したものの支払

第五条第十四号を次のように改める。

十四 金庫に対する予算令達額の通知

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第六号

庁 中 一 般
各 庫 庫 庫

鳥取県収入証紙取扱細則(昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十三条中「会計課長」を「経理室長」に改める。
第十六条中「調整し、」の下に「経理室長を経由の上」を加える。

第十七条第二項中「関係課長」を「経理室長及び主管課長」に、「通知」を「通知(様式第十三号)」に改め、同条第三項中「関係課長」を「経理室長」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

収入証紙小売さばき人名簿

許可指令 年月日 番号	取消指令 年月日 番号	売さばき人 住所 氏名	元売さばき 場所

様式第三号から様式第六号までを次のように改める。

様式第三号

収入証紙概算渡請求書

証紙種類	既、受領証紙		今回要求数量	備考
	受	払		

上記のとおり概算渡下さるよう請求致します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 印
県金庫銀行 職 氏 名 印

様式第四号

収入証紙領収書	
一 収入証紙 枚	
内 訳	
千円五百円 三百円 百円 五十円 十円 五円 四円 二円 一円	
合計額	

右領収しました。
昭和 年 月 日
鳥取県出納長殿
金庫銀行 印

収入証紙送付書	
一 収入証紙 枚	
内 訳	
千円五百円 三百円 百円 五十円 十円 五円 四円 二円 一円	
合計額	

右のとおり送付致します。
昭和 年 月 日
鳥取県出納長殿
金庫銀行 御中

収入証紙交付原票	
出納長	
副出納長	
係長	
係員	

昭和 年 月 日 送付
金庫銀行 渡

様式第五号

収入証紙受払簿
収入証紙 円

種類	年月日	摘要	受入枚数	払出枚数	現在高	
					枚	金額 円
			枚	枚		

- 備考
- 1 この帳簿は毎年度改冊すること。
 - 2 収入証紙の種類毎に口座を設けること。
 - 3 月計、累計を附すること。
 - 4 収入証紙を指定売さばき人から返還を受けた場合、払出枚数欄に朱記すること。
 - 5 出納長へ返付した場合は受入枚数欄に朱記すること。

様式第六号

収入証紙売渡請求領収証

種類	数量	券面金額	備考
何円券	枚	円	
計			売さばき手数料現金納付額

上記収入証紙を売渡下さるよう請求します。

昭和 年 月 日

住所

小売さばき人 氏

名 印

具金庫銀行殿

上記領収しました。

昭和 年 月 日

上記氏

名 印

様式第十一号中

会計課係印

を

経理部長印

に改め、様式第十二号の次に次の様式を加える。

4 表 昭和 年 月 日 課長殿 会計課長

収入証紙手数料収入通知書
月分収入証紙による収入は、下記のとおりにつき通知します。

科 目	項 目		本月分収入額	売さばき 手数料	収入額より 売さばき除 き手数料額	摘 要
	使 用 料 及 手 数 料	使 用 数				

備考 この調書は、1表、2表、3表、4表を4枚複写とする。

附 則

この訓令は、昭和三十六年五月一日から適用する。

内 訓 甲

内訓甲第三号

庁 中 一 般
各 課 磨

鳥取県税外収入事務取扱規程(昭和三十四年三月鳥取
県内訓甲第一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条及び第三条を次のように改める。
(本庁の収入事務手続)

第二条 本庁課(局)長(以下「課長」という。)は、
債権が発生しようとするとき又は発生したときは、す
みやかに何書により、適期に収入できるよう調査決定
の事前手続をとらなければならない。

2 課長は、前項の何書決裁後は、経理室長に回付し、
経理室長は、この何書により収入調書を作成しなけれ
ばならない。

第三条 本庁会計課長(以下「会計課長」という。)は、
経理室長から送付された収入調書により、すみやかに
調査決定及び収入命令の手続をとらなければならない。
い。

2 会計課長は、収入調書の決裁をまつて、直ちに納額
告知書又は納付書を作成してこれを所管する経理室長
へ回付し、経理室長は、これにより歳入調定整理簿に
所要の記載をなし、直ちに納付義務者に送付しなけれ
ばならない。

第四条中「主管課長」を「経理室長」に改める。
第五条第一項中「主管課長を経由して」を「経理室長
及び主管課長を経由して」に改め、同条第二項中「主管
課長」を「経理室長」に改め、「記載し、」の下に「主
管課長に協力して」を加える。

第六条第一項中「主管課長」を「経理室長」に改め、
同条第二項を次のように改める。
2 経理室長は、滞納整理表の送付を受けたときは、歳
入調定整理簿に滞納整理を要する旨を記載し、主管課

長及び会計課長と協議して所要の手續をとらなければ
ならない。

第九条中「所管の課長」の下に「及び経理室長」を加
える。

第十条第一項中「不納欠損処分調書を」を「経理室長
に協議し、経理室長は、これに基づき不納欠損処分調書
を作成し、」に改め、同条第二項中「主管課長」を「経
理室長」に改め、同条第四項中「受けたときは、」の下
に「経理室長及び」を加える。

附 則

この内訓は、昭和三十六年五月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火・金

発行者

鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価〕 一部月極 二〇円(送料共)

鳥取県